

諮問庁：独立行政法人国立病院機構

諮問日：令和元年10月9日（令和元年（独個）諮問第34号）

答申日：令和2年2月26日（令和元年度（独個）答申第56号）

事件名：本人に係る処方箋（特定期間分）の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定生物由来製品使用記録簿若しくはこれに準ずるもので請求者本人の物一式すべて：特定年A～特定年B」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、「処方箋」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年6月19日付け国立病院機構発総第0619009号により独立行政法人国立病院機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、全部開示を行うべきとする裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

申請とは違う期間の文書が開示されている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求対象個人情報について

本件審査請求に係る開示請求対象個人情報は、「特定生物由来製品使用記録簿若しくはこれに準ずるもので請求者本人の物一式すべて：特定年A～特定年B」である。

2 本件開示請求に対する原処分について

本件開示請求を受け、処分庁は、「処方箋」を特定し、その全部を開示とする決定（原処分）を行った。

3 審査請求人の主張について

これに対し、審査請求人は、おおむね以下のとおり主張している。

請求とは異なる期間の情報が開示されているため、請求した期間の情報について全部開示するべきである。

4 当機構の主張について

病院において、特定年 A から特定年 B の請求者本人に係る処方箋を改めて確認したが、原処分で開示した文書の他に対象となる個人情報には存在しない。

5 結論

以上のことから、原処分を維持することが妥当であると考えられる。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------------|---------------|
| ① | 令和元年 10 月 9 日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和 2 年 1 月 29 日 | 審議 |
| ④ | 同年 2 月 7 日 | 審議 |
| ⑤ | 同月 21 日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その全部を開示する原処分を行った。これに対し、審査請求人は、申請とは違う期間の文書が開示されていると主張しているが、諮問庁は、原処分の維持が妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の特定について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件対象保有個人情報が記録された文書は、機構特定医療センター（以下「センター」という。）において発行された審査請求人向け投薬に係る処方箋で、これらはいずれも、本件開示請求に際して審査請求人が対象期間とした特定年 A から特定年 B までの間に、センターで受診した審査請求人に対し、特定生物由来製品に当たる特定医薬品を処方するため、発行されたものである。

イ 本件対象保有個人情報に対して、審査請求人は、「請求とは異なる期間の情報が開示されている」と主張するが、センターが特定年 A から特定年 B の審査請求人本人に係る処方箋を改めて確認したところ、原処分で開示した保有個人情報の外に対象となる保有個人情報は存在しないことから、原処分が妥当であると判断した。

ウ 本件審査請求を受け、機構内を改めて探索したが、本件対象保有個

人情報の外に、該当するものは確認できなかった。

- (2) 当審査会において、諮問書に添付された本件対象保有個人情報記録された文書を確認したところ、当該文書は、審査請求人に係る特定年月日Aから特定年月日Bまでの複数枚の処方箋であり、いずれの処方箋にも、特定医薬品の記載が認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人がセンターで受診したのは特定年月日Aから特定年月日Bまでであるとのことであり、その間の審査請求人に係る処方箋はこれで全てとのことである。

そうすると、審査請求人が保有個人情報の開示を求める期間は特定年Aから特定年Bであるところ、本件対象保有個人情報記録された処方箋はその期間内のものであると認められることから、申請とは違う期間の文書が開示されているとする審査請求人の主張には理由がない。

その外、上記(1)の諮問庁の説明を覆すに足りる事情も認められないことから、機構において、本件対象保有個人情報の外に、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、機構において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司